

大分市アライグマ捕獲器具貸出要領を次のように定める。

平成25年 1月25日

大分市長 釘宮 磐

大分市アライグマ捕獲器具貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第18条第1項の確認を受けて行うアライグマの防除に係る捕獲に従事する者に対する本市の保有するアライグマ捕獲器具（以下「捕獲器具」という。）の貸出しに関し、大分市アライグマ防除実施計画書（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成17年農林水産省・環境省令第2号）第23条第2項に規定する防除実施計画書であって、市長が定めたものをいう。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 捕獲器具の貸出しを受けることができる者は、大分市アライグマの防除に係る捕獲従事者の登録等に関する要綱第4条の規定により捕獲従事者として登録を受けている者とする。

(貸出の申請)

第3条 捕獲器具の貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大分市アライグマ捕獲器具貸出申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、環境対策課長に提出しなければならない。

(1) 捕獲器具を設置する場所及びその付近の見取り図

(2) その他環境対策課長が必要と認める書類

(貸出の決定)

第4条 環境対策課長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当であると認めたときは、貸出しを決定し、提出された申請書の写しに課長印を押印し、申請者に通知するものとする。

(貸出期間)

第5条 捕獲器具の貸出期間は、原則2週間とする。

(使用者の遵守事項)

第6条 第4条の規定により貸出しの決定を受けた者（以下「使用者」という。）は、捕獲器具の使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 捕獲器具を営利目的に使用しないこと。

(2) 捕獲器具の譲渡、処分又は転貸をしないこと。

2 前項に定めるもののほか、使用者は、別表のとおり捕獲器具を使用し、及び管理するものとする。

(貸出しの取消し)

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、貸出しを取り消すとともに、捕獲器具の返却を命じることができる。

(1) 使用者が、この要領の規定又は貸出しに際して付した条件に違反したとき。

(2) 使用者が、偽りその他の不正行為により捕獲器具の貸出しを受けたとき。

(3) 捕獲器具が故障その他の理由により使用することができない状態になったとき。

(4) 市が捕獲器具を使用する必要性が生じたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、環境対策課長が捕獲器具を貸し出すことが適当でない

と認めたとき。

(返却)

第8条 使用者は、貸出期間が満了したとき、又は前条の規定により返却を命じられたときは、速やかに環境対策課長が指定する場所に捕獲器具を返却しなければならない。

2 環境対策課長は、使用者から捕獲器具の返却があったときは、点検を行い、損傷等の不備がないか確認しなければならない。

(費用負担)

第9条 捕獲器具の運搬及び管理に要する一切の費用は、使用者の負担とする。

(損害賠償等)

第10条 使用者は、捕獲器具を亡失又は損傷したときは、直ちにその内容と理由を環境対策課長に報告し、捕獲器具の亡失又は損傷が使用者の責めに帰すべき事由による場合は、使用者がその損害を賠償するものとする。

(貸出記録簿の整備)

第11条 環境対策課長は、捕獲器具の貸出しの状況を明らかにするために、大分市アライグマ捕獲器具貸出記録簿を作成し、整備しておかなければならない。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、捕獲器具の貸出しに関し必要な事項は、環境対策課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年 2月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年 4月 1日から施行する。

別表

捕獲方法等	<ul style="list-style-type: none">・ 捕獲器具は、アライグマの生息や被害が確認又は推定された地点周辺に設置を行い、設置場所周辺の安全確保を徹底すること。・ 捕獲を実施する際は「アライグマ捕獲従事者証」を携帯すること。・ わなの設置にあたっては、他の鳥獣を誘引し、それらの鳥獣による被害の発生及び誤捕獲のないよう配慮すること。・ 捕獲器具には、大分市が交付する「わな標識」及び「わな危険表示板」を装着すること。・ 捕獲器具を設置した場合は「アライグマわな設置記録表」に記録すること。・ 錯誤捕獲された個体については、その場で速やかに放獣すること。・ アライグマを捕獲した場合は、速やかに市に連絡すること。
捕獲器具設置中の巡視	捕獲器具設置期間中は、朝を中心に1日1回以上の巡視を必ず行うこと。